

改正

昭和47年12月26日規則第22号

昭和48年3月31日規則第7号

昭和49年10月10日規則第33号

昭和56年4月1日規則第14号

昭和59年7月7日規則第11号

平成3年2月22日規則第5号

平成6年3月29日規則第12号

平成11年3月2日規則第5号

平成18年1月26日規則第4号

平成28年3月31日規則第28号

平成29年1月16日規則第1号

平成29年2月9日規則第2号

令和3年4月1日規則第41号

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例（昭和44年上尾市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

**第2条** 条例第5条の規定による受給資格の認定を受けようとする者は、上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定及び通知)

**第3条** 市長は、前条の申請があったときは必要な調査を行い、受給資格を認定した者については上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格認定通知書（第2号様式）により通知するものとし、受給資格を有すると認められない者については上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格不認定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、条例第5条の規定による受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）に市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による特別区民税を含む。）が課せられてい

るか否かの審査を適宜行うものとし、当該審査の結果は、上尾市重度心身障害者福祉手当所得審査結果通知書（第4号様式）により受給者に通知するものとする。

（届出）

**第4条** 受給者は、条例第3条第2項各号若しくは第8条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき、又は上尾市重度心身障害者福祉手当（以下「福祉手当」という。）の給付を辞退するときは、直ちに上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格喪失届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、第2条の申請書の内容に変更が生じたときには、直ちに上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格変更届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（判定）

**第5条** 条例第10条に規定する受診命令は、上尾市重度心身障害者受診命令書（第7号様式）により命ずるものとする。

2 前項の規定により受診命令を受けた受給者は、指定された日時及び場所において障害の程度について判定を受けなければならない。

（譲渡等の禁止）

**第6条** 福祉手当を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供することができない。

（福祉手当の停止）

**第7条** 条例又はこの規則に違反したときは、福祉手当の支給を停止することができる。

#### 附 則

この規則は、条例施行の日から施行する。

#### 附 則（昭和47年規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

#### 附 則（昭和48年規則第7号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

#### 附 則（昭和49年規則第33号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和56年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和59年規則第11号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成3年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年規則第12号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年1月16日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則の様式による書類は、改正後の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。

**附 則**（平成29年2月9日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年4月1日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則（以下「新規則」という。）第1号様式から第6号様式までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する新規則第2条の申請書若しくは新規則第4条第1項若しくは第2項の届出書又は

施行日以後に発出する新規則第3条第1項若しくは第2項の通知書について適用し、施行日前に提出したこの規則による改正前の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条の申請書若しくは旧規則第4条第1項若しくは第2項の届出書又は施行日前に発出した旧規則第3条第1項若しくは第2項の通知書については、なお従前の例による。

第1号様式 (第2条関係)  
第1号様式 (第2条関係)

上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格認定申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所

申請者 (保護者) 氏 名

電 話 - -

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例による福祉手当の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

受給資格者	住 所			
	氏 名		個人番号	
	生年月日		電話番号	- -
	在宅等の状況	在宅・施設入所 ( )・その他 ( )		
	障害の状況	身体障害者手帳	1級・2級	
療育手帳		㊤・A・B 合併障害 (身体障害 級)		
精神障害者保健福祉手帳		1級・2級		
振込先	<input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別添写しのとおり			
	金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協		本店 支店
	預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

受給資格者の住民基本台帳及び課税台帳の情報を、上尾市重度心身障害者福祉手当の受給資格確認のため、今後必要に応じて、上尾市長が使用することに同意します。

※自署又は記名押印

受給資格者 \_\_\_\_\_ ㊤

手 当 内 容	支 給 区 分		認 定 番 号	
支 給 決 定	開始 ( 年 月 )・停止 ( )			

受付日	受付	入力	確認

第 年 月 日  
号

様

上尾市長



上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格認定通知書

年 月 日付けで申請のありました上尾市重度心身障害者福祉手当の受給資格について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

資格取得年月 年 月

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日  
号

様

上尾市長



上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のありました上尾市重度心身障害者福祉手当の受給資格について、下記のとおり不認定となりましたので通知します。

記

理由

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

様

上尾市長



上尾市重度心身障害者福祉手当所得審査結果通知書

あなたの 年の所得に基づき審査を行ったところ、結果は、下記のようになりましたので、通知します。

記

1 審査結果

2 福祉手当の額（月額） 円

※ 今回の審査結果は、 年 月分から 年 月分までの福祉手当について、適用されます。

※ 毎年7月に前年の所得に基づき審査をします。

今後は、審査の結果、8月以降の福祉手当の支給を新たに停止し、又は支給の停止を解除する場合に限り、通知します。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



第5号様式（第4条関係）  
第5号様式（第4条関係）

上尾市重度心身障害者福祉手当受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所

届出者 氏 名

電 話 - -

次に記載する事由に該当することより受給資格を喪失したので、上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第4条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

受給者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	電話番号	- -
事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当等の受給 <input type="checkbox"/> 障害程度軽減 <input type="checkbox"/> その他 ( )		事由発生日	年 月 日
転出先住所			電話番号	- -
郵便物送付先	<input type="checkbox"/> 届出者 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

上記受給者の上尾市重度心身障害者福祉手当未払分については、相続人を代表して私が受領いたしますので、下記口座へ振込みをお願いします。

なお、この件について、他の相続人と紛議が生じても私が責任を持って処理し、一切の責任を負うことを申し添えます。

振込先	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別添写しのとおり			
	金融機関名	銀行・信用組合		本店
		信用金庫・農協		支店
	預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号	
	フリガナ			
口座名義人				

未支払期間	年 月 ~ 年 月 (ヶ月分)
未支払金額	円 認定番号

受付日	受付	入力	確認



第7号様式（第5条関係）

第7号様式(第5条関係)

上尾市重度心身障害者受診命令書

年 月 日

様

上尾市長



次により判定を受けてください。

1 判定を受ける障害者の氏名

年 月 日生

2 判定を受ける日時

年 月 日 午 前  
午 後 時

3 判定を受ける場所

※ ア 判定を受けるときは、この書類を持参ください。

イ この受診命令は、上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例第10条の規定に基づくものです。